

文部科学省  
厚生労働省

第24回障害者政策委員会  
～障害者基本計画 3 - (4) - 1について～  
(スポーツ大会の予選会に関する取組について)

平成27年8月10日  
文部科学省  
厚生労働省

## スポーツ大会の予選会に関する取組について

### 1. 発言事項

26年度からスポーツ振興の予算も移行したということですが、すそ野の拡大に関する取り組みの中での全国障害者スポーツ大会、とても大事なことだと思いますけれども、これに付随して、各道府県で予選会をすることもとても大きい意味があるかと思います。

(中略)

移行されるときに、これまで培ったものが、マイナスの方向にはいかないとは思いますが、しっかり取り組めるように、私たちの地域で言いますと、パラリンピックというのはまだまだ遠い人も多いですが、予選会に出られるということはとても大きいことですよね。この位置づけがどこなのか、教室開催などなのか、どうなのかということの確認と、それから全国障害者スポーツ大会は仙台でも開催したんですが、それから充実してきた、精神障害の方の種目も増えて、これからもまだ課題もあって検討が進んでいくということもとても大事なことです。その辺のところもお示ししていただきたいと思います。

### 2. 現状

26年度から障害者スポーツ事業については、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管したところであります。

文部科学省においては、全国障害者スポーツ大会開催への補助や、障害者スポーツ振興事業等の日本障がい者スポーツ協会への補助などの裾野の拡大とパラリンピック競技団体への支援などの競技力の向上の両面から障害者スポーツの推進に取り組んでいます。

一方、厚生労働省においては、障害者等が社会参加を進める観点から、市町村が実施する、各種レクリエーション教室や運動会など障害者等がスポーツに触れる事業に対し、地域生活支援事業費補助金による費用助成を行っています。

今後も、文部科学省、厚生労働省及び日本障がい者スポーツ協会等が連携し、現行の取組が、より一層充実するよう取り組んでまいります。